

# JIS

## 品質マネジメントシステムー電池リユースー 要求事項

JIS Q 9092 : 2022

(JARI/JSA)

令和 4 年 5 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	松 橋 隆 治	東京大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	高 辻 利 之	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 4.5.20

官 報 掲 載 日：令和 4.5.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本自動車研究所

(〒305-0822 茨城県つくば市莉間 2530 TEL 029-856-1112)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
0.1 一般	1
0.2 品質マネジメントの原則	2
0.3 プロセスアプローチ	3
0.4 他のマネジメントシステム規格との関係	5
1 適用範囲	6
2 引用規格	8
3 用語及び定義	8
4 組織の状況	9
4.1 組織及びその状況の理解	9
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	9
4.3 電池リユース品質マネジメントシステムの適用範囲の決定	10
4.4 電池リユース品質マネジメントシステム及びそのプロセス	10
5 リーダーシップ	11
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	11
5.2 方針	12
5.3 組織の役割, 責任及び権限	12
6 計画	12
6.1 リスク及び機会への取組み	12
6.2 品質目標及びそれを達成するための計画策定	13
6.3 変更の計画	13
7 支援	14
7.1 資源	14
7.2 力量	16
7.3 認識	16
7.4 コミュニケーション	16
7.5 文書化した情報	17
8 運用	18
8.1 運用の計画及び管理	18
8.2 製品及びサービスに関する要求事項	19
8.3 製品及びサービスの設計・開発	21
8.4 外部から提供されるプロセス, 製品及びサービスの管理	23
8.5 製造及びサービス提供	25
8.6 製品及びサービスのリリース	28
8.7 不適合なアウトプットの管理	28

	ページ
9 パフォーマンス評価	29
9.1 監視, 測定, 分析及び評価	29
9.2 内部監査	31
9.3 マネジメントレビュー	31
10 改善	32
10.1 一般	32
10.2 不適合及び是正処置	32
10.3 継続的改善	33
附属書 A (参考) 用語及び概念の明確化	34
附属書 B (参考) ISO/TC 176 によって作成された品質マネジメント及び品質マネジメントシステムの他の規格類	37
解 説	42

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本自動車研究所（JARI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

# 品質マネジメントシステム—電池リユース—要求事項

## Quality management systems—Battery reuse—Requirements

### 序文

グローバルな温暖化、大気汚染、資源・エネルギー問題が深刻化する中、モビリティの電動化、資源・エネルギーのリユース・リサイクル等への取組みが各国で推進されている。その中で、特にリチウムイオン電池にみられる2次電池の技術の進化によって、電気自動車のような本来の用途での使用後の残性能を維持する使用済み電池及び電池システムを別目的で利用する取組みが始まっている。残存価値のある使用済みリチウムイオン電池を安全・安心な電池製品としてリユース市場へ供給することは環境負荷低減及びレアメタルなどの資源有効活用に貢献し、持続可能な社会の実現に寄与するものである。

一方で、使用済み電池の状態は、1次利用時の使われ方、使用環境等によって様々に異なり、その残性能及び安全性も一定ではないため、2次利用する場合には特別な専門的注意を要する。すなわち、多種多様な性能及び状態の使用済み電池のリユース活用は商流上、回収、輸送、保管、設計、製造など関連するプロセスにおいて、適切な取扱いが不可欠である。特にリチウムイオン電池のように電池システムとして信頼性・安全性を確保している電池を2次利用する場合、安全設計に留意する必要がある。このため、リユース電池を取り扱う組織には、それが各プロセスごとに関わる複数の事業者、又は新たに参入する事業者であっても、それぞれの事業者が2次製品に対する製造物責任を負い（第三者認証の下）必要な管理要件を満たした上で、プロセス全体で途切れなく実施できるようにマネジメントシステムの標準化が必要となる。

この規格は、使用済み電池又は電池システムを取り扱う組織に対して、リユース電池を取り扱う場合に必要な、電池リユース品質マネジメントシステム（BRQMS）に関する一般的な要求事項を示す。

この規格は、JIS Q 9001:2015 品質マネジメントシステムの要求事項をそのまま取り入れ、BRQMS の要求事項、定義及び注記について追加して規定する。これら追加事項は、斜体で表記する。

### 0.1 一般

電池リユース品質マネジメントシステムの採用は、パフォーマンス全体を改善し、持続可能な発展への取組みのための安定した基盤を提供するのに役立ち得る、組織の戦略上の決定である。

組織は、この規格に基づいて電池リユース品質マネジメントシステムを実施することで、次のような便益を得る可能性がある。

- 顧客要求事項及び適用される法令・規制要求事項を満たした製品及びサービスを一貫して提供可能である。
- 顧客満足を向上させる機会を増やす。
- 組織の状況及び目標に関連したリスク及び機会に取り組む。
- 規定された電池リユース品質マネジメントシステム要求事項への適合を実証可能である。